セーフティーネット保証 よくある質問

目次

- Q1-1 売上高が証明できる資料とは何ですか。
- Q1-2 「直近1ヵ月の売上高」とはいつの売り上げですか。
- Q1-3 売上高減少率の小数以下の扱いはどのようにすればいいですか。
- Q1-4 市外に本店(住所)がある事業者も申請可能ですか。
- Q1-5 1年前は個人事業主だったが、法人成りした場合は前年売上と比較できますか。
- Q1-6 新型コロナウイルス感染症から1年経過した場合の認定方法について教えて下さい。
- |Q1-7|【5号認定】登記簿上の業種で申請出来ますか。
- Q1-8 【5号認定】5号認定で認定申請書を提出する際、どの様式で提出する必要がありますか。

Q 1 − 1 売上高が証明できる資料とは何ですか。

A 1 - 1 直近の売上高については、試算表や月別の損益計算書、法人事業概況説明書の売上高の欄、決算書の月別の売り上げ状況の欄などを指します。前年以前については法人事業概況説明書の写しか決算書の写しを指します。

直近の試算表が作成されていない場合、申請者による署名と、売り上げ金額に相違無い旨が記載されている任意の様式でも受付可能です。また消費税を含めるかどうかについては、前年の決算書に合わせてください。

目次に戻る▶▶

Q1-2 「直近1ヵ月の売上高」とはいつの売り上げですか。

A1-2 申請日の前月1ヵ月間を指します。直近の実績が出ていない場合は商工課企業応援係(TEL: 0566-95-9895)までご連絡ください。

Q1-3 売上高減少率の小数以下の扱いはどのようにすればいいですか。

|A1-3| 少数第2位を切り捨てて、少数第1位まで表記して下さい。

目次に戻る▶▶

Q1-4 市外に本店(住所)がある事業者も申請可能ですか。

|A1-4| 市内に事業所があれば申請可能です。

目次に戻る▶▶

Q 1 - 5 1 年前は個人事業主だったが、法人成りした場合は前年売上と比較できますか。

A 1 − 5 引き続き同じ事業を営んでいれば比較可能です。

目次に戻る▶▶

Q1-6 新型コロナウイルス感染症から1年経過した場合の認定方法について教えて下さい。

A 1 - 6

【セーフティーネット4号、5号(イ-④)で申請する場合】

売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較するため、原則として新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた<u>令和2年2月以降の月の売上高等は比較対象に入らず</u>、同感染症の影響を受ける直前同期と比較することとなります。ただし、同感染症の影響が長期化しており、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、これまで通り前年同期と比較することとします。

同感染症の影響を受けた時期については、ヒアリング等で確認します。

【セーフティーネット5号 (イ-①)・(イ-②)・(イ-③)】で申請する場合 同感染症の影響を受けた時期によらず、前年同期との比較のみです。

目次に戻る▶▶

|Q 1 - 7 | 【 5 号認定】登記簿上の業種で申請出来ますか。

|A 1 - 7|| 登記簿上の業種が該当するとは限りません。指定業種、非指定業種とも、実際に営んでいる事業をご申告下さい。

また、実際に営んでいる事業の調べ方については「日本標準分類」より業種を検索して下さい。

・日本標準産業分類のページへ

目次に戻る▶▶

Q1-8【5号認定】5号認定で認定申請書を提出する際、どの様式で提出する必要がありますか。

A 1 - 8 事業者の事業形態によって提出頂く様式が異なりますので、提出前に必ず「5 号に関するお知らせ」をお読み下さい。

・ 5 号に関するお知らせのページへ

目次に戻る▶▶